



新年号



城陽市 極楽寺 重文 木造阿弥陀如来立像

一般財団法人 京都仏教会

| " | " | " | " | " | " | ″ | " | " | " | 理事 | " | " | 常務理事 | 理事長 |
|------|---------|-------|----------|----------|-------|---------|--------------|---------|------|------|----------|----------|------|---------|
| 長澤香静 | 伏 見 浄 香 | 佐伯功勝 | 奥垣内 圭 哲 | 横江桃国 | 町田泰宣 | 菊 入 諒 如 | 森 孝 忍 | 三浦文良 | 谷内弘照 | 安井攸爾 | 坂口博翁 | 佐 分 宗 順 | 宮城泰年 | 有 馬 賴 底 |
| 133* | |)353* | П | | 旦 | ΧΗ | 367 | K | 7150 | 44J | 22 | 川只 | 7 | |
| " | 名誉顧問 | | " | 監事 | | " | " | " | " | " | " | " | " | 評議員 |
| 上 | 東伏見 | | 小 | | | 田 | H | 掃 | 山 | 澤 | 北 | 砂 | 大 | 荒 |
| 村貞 | 兒慈 | | 澤昭 | 村俊 | | 邊宗 | 中惠 | 部光 | 木雅 | 宗 | 園文 | 原秀 | 西真 | 木 |
| 郎 | 晃 | | 美 | 弘 | | 小一 | 厚 | 昭 | 品 | 泰 | 英 | 輝 | 興 | 悦 |
| | 32 | | | | | | | | | | | | | |
| " | // | " | , | , | // | " | " | 11 | " | , | · | " | " | 参 |
| | | | | | | | | | | | | | | 事 |
| 舞鶴東仏 | 三和町 | 大江 | 総音 | 麦 祁 | 福知 | 加悦谷仏 | 京丹波町 | 京丹波町 | 戸 | | E | 沢 | 吉 | 華 |
| | 14 | 町仏 | 百 1. | 万ム | 市 | | | | 田 | 圣 | | H | H | 園 |
| 教会会長 | 教会会長 | 教会会長 | 孝之子上 | 文 | 仏教 | 教会会長 | <u></u> 沙 | 和知 | 妙 | | 字 | 教 | 清 | 源 |
| 会長 | 会長 | 会長 | 分 | AT HE | 仏教会会長 | 会長 | 丹波仏教会会長 | 和知仏教会会長 | 昭 | J | ŧ | 英 | 順 | 昭 |
| 堀 | 村 | 梅 | Ħ | þ | 渡 | 松 | 田 | 竹 | | | | | | |
| 尾 | 井 | 原 | Щ | 鳥 | 辺 | 尾 | 原 | 中 | | | | | | |
| 大 | 俊 | 正 | 時 | 尭 | 英 | 玄 | 良 | 成 | | | | | | |
| 直 | 道 | 俊 | j | 首 | 俊 | 幸 | 英 | 圓 | | | | | | |



理事長報告

外無別んげにべっぽ

臨済宗相国寺派管長 有 馬 理事長

賴 底



ご寺院、賛助会員の皆様に於か

益々ご隆昌の御事

令和四年 壬

寅の新年を迎え、

持する立場から様々に工夫し立 による対談が行われ、 る茶道、華道、香道の代表の方々 フォーム」でもコロナに直面す なりました。 この新年も不安の中での出発と クロン株が俄かに増大しはじめ たかに見えましたが新たなオミ 年もようやく年末には落ち着い 「明日の京都 文化遺産プラット コロナで明け暮れた昨 私どもの参画する 伝統を堅

とを勉強致しましたし 銘を覚えました。 ゆこうとする姿勢に感 長く深い時間軸の中の 、々と共に乗り越えて の困難を多くの

に私ども宗教界は答え く様々な社会的テーマ れているでしょう 今日、宗教を取りま

> いて。 器移植の現状について、併せて か? えてゆくことの努力を怠っては 今を見据え、未来の宗教界に伝 以降の国家と宗教の在り方につ 死刑制度について。そして明治 いけないと思っております。 そういう仏教会であらねばな 心臓死について。 しっかりと過去を検証し、 また、

心より御礼申し上げます。

当会に対し格別のご協力を賜り

と存じ上げます。 れましては、

また平素より

本である。あらゆる存在するも この心こそ、すべての存在の根 われる。だから仏法といえども、 集約されて「心」となってあら この世の中のあらゆる現象は その一つの心以外には法はない と続きます。「三界」とは欲界 この心の外にあるわけではない んだということです。 にはただ一つの心があるのみだ。 色界、無色界のこと。その三界 の根源を、心というもので言 「三界唯一心、心外無別法 つまり、

らないと心から思います。 日本における臓 うか良い年でありますよう切に 仏法も歪みます。私たちの平和 は仏法もないのだということな 願う次第であります。 ナ禍ではございますが本年がど あなた自身の心の持ち方一つで な気持ちも、すさんだ気持ちも、 のです。ですから、心が歪めば 各位に於かれましては、コロ それ以外には何もないのだ ということなのであります。

虎が吠えている。 虎嘯 (とらうそぶく)

機というのはチャンスということ。 虎が嘯けば、 大機という禅語があります。 百獣は引っ込んでし

するかが大切な作用となります。 れば良いかが大事となります。 虎が吠えているときに、どう行動 しかし、大機だけでは無用であり、 虎が嘯けば、まさに大機でしょう。 「大用」を源にどういう行動を取

表すわけで、その心を離れて

「厚生年金」とは何なのか? 寺院のための解説~~

宗教法および宗教経営研究所所長教授 宗教と社会研究実践センター副所長

櫻 郎 井 閍

ただし、国家公務員、地方公務



厚生年金」とは、厚生年金保

の支給) 障害・死亡」について、保険給付 入の保険制度 営している労働者のための強制加 険法という法律によって政府が運 (老齢年金・障害年金・遺族年金 具体的には、「労働者の老齢 が行われる制度です(一 (年金制度) です。

おり、 とになっており、 と呼ばれています。 済」かいずれかに必ず加入するこ が定められており、強制加入です。 は、国民年金法による「国民年金 加入することになっています。 年金とは別に、それぞれの共済に 私立学校教職員共済が定められて 国家公務員共済、地方公務員共済 「厚生年金」か「国民年金」か「共 また、労働者でない国民 したがって、 、私立学校の教職員については、 一般の労働者のための厚生 会社役員など、無職)に すべての国民は、 「国民皆年金 (個人

「厚生年金」とは?

号。 が該当します(三条一項三号・四 ける者(つまり、「給与所得者」) として賃金・給与・手当などを受 なる 「労働者」 とは、「労働の対償 ここで、厚生年金の加入対象と

当たります。 備員、 として給与を受ける者をいいます 事業主の労働に従事し、その対償 に雇用され、事業主に使用されて (民法、労働基準法、労働契約法)。 「転手、 寺院においては、寺務所の職員 警備員などが「労働者」に 清掃員、 調理員、境内整

外です たは季節的に使用される者は対象 あたりますが、 っても「給与を受ける労働者」に パートタイムやアルバイトであ (後述参照)。 臨時的、 一時的ま

該当しません。 ボランティアで従事し、 する者であっても、 ていない者は、 もちろん、これらの業務に従事 「労働者」には 檀信徒その他 給与を受

> たり、 者」には当たりません。 とは考えられませんから、 を施したとしても、「労働の対償」 経本、半袈裟、 お供えなど

調理、 と自己の判断で業務を行う「事業 用される労働者」ではありません。 主 請け負って行う者は、自己の計算 などを、寺院からの委託を受け、 務や電子データ処理など)、 また、寺院事務(特に、 (個人事業主)」ですから、「使 備品管理や備品修理、 清掃、

「労働者」とは、事業主(使用者

労働者の使用」

とは、 います。 業主の指示 所定の業務に従事させることをい 事業主による「労働者の使用」 事業主の指揮監督下で、 (業務命令) に従って 事

判断はありますが、あくまでも事 懲戒処分の対象となり、 命令に反することはできません 令の範囲内に限り、事業主の指揮 業主の指揮監督下にあり、 (反すれば、 解雇となります。)。 業務命令違反となり、 最悪の場 業務命

一定程度の職務権限内での自己

ボランティアに、お弁当を出

者は、労働者ではなく、「請負人(個 給料を得る職員は「労働者」です。 時から午後五時まで勤めて、 清掃具や作業着を与えられ、 計画に従って、寺院の清掃をする 自己の清掃具や作業着で、自己の であっても、寺院からの請負で、 人事業主)」です。 ·計画に従って、寺院の清掃をし、 同じように寺院の清掃をする者 たとえば、寺院に雇用され 寺院 朝九

適用事業所」とは?

法人」も対象となる法人です。 る法人が対象です。当然に「宗教 療法人、社会福祉法人などあらゆ 利法人だけではなく、一般社団法 ない事業所 する法人の事務所や事業所」です。 人、一般財団法人、学校法人、医 「常時、 厚生年金に加入しなければなら 「法人」とは、株式会社など営 一人以上の従業員を使用 (適用事業所)とは、

と言っていますが、法律の規定を 無視した誤った表現です。 -金に加入しなければならない」 厚労省は「すべての法人は厚生

> れているからです。 従業員を使用していない宗教法人 の従業員を使用する法人」に限ら したがって、一人も常時雇用の あくまでも、「常時、一人以上

「常時、 使用する」とは は厚生年金の対象外となります。

すから、 節的な労働者」です。 行事のために雇用される者は「季 ○お盆・お彼岸・年末年始などの る者は「一時的な労働者」ですし、 回開祖五百年紀の行事に雇用され 者は「臨時的な労働者」ですし、 た本堂の修復のために雇用される 的な労働者」は対象外となります。 回「一時的な労働者」、公「季節 ないのは「常時雇用の労働者」で 厚生年金に加入しなければなら たとえば、①台風の被害を受け ①「臨時的な労働者」、

用される一時的労働者、 内の季節的業務に使用される労働 以内で使用される臨時的労働者が)所在地が一定しない事業所で使 正確には、 ①日雇いまたは

二月 ()四月以

> とはなりません。 ていても、厚生年金の適用事業所 このような従業員を何人雇用し

「厚生年金の被保険者」とは?

者のみを雇用している寺院であれ に限られています (九条)。 となるのは、「七十歳未満の者 金の対象外となります。 さらに、厚生年金の「被保険者」 したがって、七十歳以上の高齢 従業員が何人いても、 厚生年

代表役員は労働者か?

員です。 て、宗教法人の事務を執行する役 代表役員がその職務を行う根拠 代表役員は、 宗教法人から宗教法人の代表 宗教法人を代表し

権や事務執行権を委託されたから

ます。 「**委任の受任者**」であって、 それを法的には したがって、 代表役員の地位は 「**委任**」とい 、「雇用

の労働者」ではありません。労働

入の対象外となります。 者でないのですから、厚生年金加

する」旨の規定が置かれており、 用するにも適用の余地がないでし 保険料算出の基礎がゼロでは、 規則で、「代表役員は無報酬と なお、宗教法人によっては、 適 そ

業員」に転じるはずがありません。 るものではなく、「役員」が「従 あって、「(労働者の)給与」にな を受けていても、「役員報酬」 もちろん、代表役員として報 で 酬

従業員を兼ねる役員

入させてかまわない」という趣旨 のものがあります。 う役員はその限度で厚生年金に加 達に、「従業員と同様の業務を行 厚生省 (当時) の古い 通

らずに働いている構図です。 ん(代表取締役)が従業員と変わ 業・食品業・運送業などの社長さ 会社組織にした商業・工業・鉱

11

せても良いという発想です。 員と同じだから厚生年金に加入さ その場合、社長といえども従業

を会社から受けていることが要件となります。給与を受けていないなら、厚生年金を適用する余地がなら、厚生年金を適用する余地が

す。

寺院でも、僧侶でない寺務長や
対事長などが代表役員に選任され
対事長などが代表役員に選任され

責任役員は労働者か?

責任役員も代表役員と同様で

仮に、責任役員が従業員だとしする責任を負っていますが、そのする責任を負っていますが、そのする責任を負っていますが、その

たら、「宗教法人の事務を決定する」って宗教法人の事務を決定する」という可笑しなことになります。 責任役員は、誰からの指揮も命令を受けることなく、自己の責任において、宗教法人の事務を決しなければなりません。

役員を兼ねる従業員

まであるという例も珍しくありま はであるという例も珍しくありままであるというのででででででいる。 現模の小さな会社では、代表取

る役員も多数います。
締役支店長」など、従業員を兼ね役営業部長」「取締役工場長」「取

これらの場合こも、「従業員で責任を務める者です。れ、従業員を続けながらの役員のれ、従業員を続けながらの役員の

従業員として入社してから勤務

もありません。

す。
ことが可能であるとされていまある限度」で厚生年金に加入するある限度」が

き院でも、長年、檀信徒で寺院の職員として勤務してきた者を責の職員として勤務してきた者を責める。

住職は労働者か?

です。 さて、最も問題となるのは**住職**

寺院においては、住職は宗教上

でいることはありません。 の指揮・監督・命令の下に置かれ の指揮・監督・命令の下に置かれ

あり、寺院でも、その宗教法人でや本山の監督や命令を受け、教区や本山の監督や命令を受け、教区が、なによりも仏意を解し、仏法が、なによりも仏意を解し、仏法が、なによりも仏意を解し、仏法が、なによりも仏意を解し、仏法の任命権者は宗派の管長で

住職が労働者だとしたら(1)

でしょう。

仮に、住職が労働者であるとしたら、労働者たる住職を雇用する 使用者は宗派ということになり、 ・で派遣する労働者派遣事業者とい を派遣する労働者派遣事業者とい を派遣する労働者派遣事業者とい

労働者派遣とは、自己の雇用する労働者を他人の指揮命令を受ける労働に従事させることをいいます。つまり、住職は、宗派の雇用す。つまり、住職は、宗派の雇用するとで、寺院に派遣され、

とでしょう。うことになります。ありえないこ

(労働契約法)が、ありえない話では、すべての宗派が無許可営業をしていることになります。 さらに、その場合、労働者たる さらに、その場合、労働者たる は職と使用者たる宗派とは対等の 立場における合意に基づいて労働 が無許可営業 をしていることになります。

住職が労働者だとしたら2

労働契約を締結することになりま 等の立場における合意に基づいて 住職と寺院やその宗教法人とが対 における合意に基づいて

す。

き院やその宗教法人といって も、住職抜きなので、檀家総代と 場合、住職と檀家総代が対等の立 場で住職の労働条件を協議すると

な図式もありえないことでしょ

住職が労働者だとしたら③

以内に限られ、 週四十時間以内、その各日八時間 外労働となり、 金が必要となります。 労働基準法では、 住職が労働者だとしたら、 労働基準法が適用されます。 それ超えると時間 五割以上の割増賃 労働時間 第 は

す。 十五分、八時間を超えると一 は四週間四日以上の休日が必要で 休憩が必要となり、 全労働日の八割以上出勤した労 労働時間が六時間を超えると四 週一日また 一時間

ば適用となります。 働基準監督署に届け出なければな りません。ここの寺院が使用者な る使用者は就業規則を作成して労 適用されませんが、 常時十人以上の労働者を使用す 宗派であれ

りません。

た年次有給休暇を与えなければな

て住職の助けとして働いている人 て生活する者ですが、寺院におい

日ないし六年以上で十日を加算し

『者には十日に継続勤務一年で一

住職の家族は住職の収入によっ

低賃金法が適用され、 最低賃

住

職の家族であっても、

僧侶と

争議権 す。 金以上の賃金の支払いが義務とさ 労働者の団結権・団体交渉権 (ストライキ) が保障され 労働組合法も適用されま

法も適用されます。 止が求められます。 内容等における差別的取扱いの禁 用され、 また、 採用の機会均等や労働 男女雇用機会均等法が適 女性活躍推進 \mathcal{O}

働の制限が求められます。 介護休暇を与えること、 休業、介護休業、子の看護休暇 育児休業等法が適用され、 時間外労 育児

住 職の家族は労働者か?

す。 厚生年金に加入の義務がありま 題もありませんが、 あれば対象外です。 も多いでしょう。 常時雇用の従業員」に該当し その場合、無給であれば何の問 もちろん、七十歳以上の方で 有給であれば

入の必要はありません。 して寺院にお勤めになる方は、

社会労働保険とは

健康保険、 険)、②**雇用保険**(失業保険)、 するための法律上の制度として 労働者災害補償保険

または労働者が自由に選択できる

災保険、 年金のみですが、厚生年金に加入 の義務のある者は、 加入の義務があります。 雇用保険、 健康保険 他の三つ

ます。 場合は、 年金の二つが強制加入とされてい ちなみに、労働者でない国民 ①国民健康保険と②国民 0

となりませんから、厚生年金に加 働者ではなく、宗教法人の従業員 労

められています。 労働者やその家族の生活を保障 ④厚生年金の四つが定 (労災保 (3)

制度ではありません。 すべて強制加入であり、 使用 者

したがって、厚生年金だけ 問題とされているのは厚生 が問 (労

最後に

題です。 寺院が厚生年金に加入するかしな **が労働者であるか否か**」という問 いかという問題ではなく、「住職 加入問題」と呼ばれていますが、 このように、「寺院の厚生年金

なります。 災保険・雇用保険・健康保険・厚 用され、労働者の補償のための労 準法や労働契約法など労働法が適 生年金の四 住職が労働者であれば、 つの保険に強制加入と 労働基

るとは考えられないことですが、 あえて住職と労働契約を締結し、 民年金が強制加入となります。 す。代わって、国民健康保険と国 法は適用外となりますし、 寺院の労働に従事する労働者であ ための四つの保険も非適用 住職が寺院の指揮命令によって 労働者 で

適用となるのは当然のことです。 ある寺院にあっては四つの保険も 労働基準法に基づいた労働関係に

題ではないということです。

住職が労働者でなければ、

労働

観光立国と新自由主義、巻き込まれる宗教

龍谷大学非常勤講師

るべ

、きインバウンドの回復に備

れている言葉である。

曰く、「来

湯 川 宗 紀

新

時

·代開拓のための経済対策」、

で閣議決定された「コロナ克服・2021年11月19日、岸田新内閣

いのある言葉であるが、これは

反転攻勢」、

なんとも勇ましく

その

中の

「観光立国の復活」で語

問 は ば を整備」である。 め え 禍以前、 覚してしまうのかもしれない。 P できる、 コロナ禍で落ち込んだ経済は回復 全体も、 題 可 観光での「立国 の観光客が押し寄せ、 ご存じのように京都ではコロ 唯一 訪日外国人旅行者の受入環境 反転攻勢の基盤を構築するた を抱えていた観光事業さえ 能であった(のかもしれな コロナ禍にあっては多くの いや、 住宅街や生活の場へも大 の光明、 観光がうまく機能すれば コロナさえ無けれ 国も、また社会 万能な道具に錯 (国の繁栄) 市民生活 ナ

> n 域住民にとっては踏んだり蹴った 税収はまったく伸びていません」 で展開され、 子育て世代等は他地域への流出す 住宅供給の減少により、 日号)という京都市長の発言は地 は観光がとても活況なのに、 ることになった。 日経ビジネス2016年5月 生活基盤にフリーライドする形 のものであった。 その結果が「京都で 観光が地域住民 若年層 市 9

ため 政 義を基調とした競争と自己責任 争による活性化を行いやすくする 助と自立の精神、 は ままでのように地方への財政支援 泉内閣の掲げた「聖域無き構造改 突入していくのは、 ら始まる小泉内閣時代である。 策である。 行わない、 日本が国を挙げての観光事業に は改革の美名の下、 の規制緩和を行う。 そして、 引き替えに地方が自 知恵と工夫の競 2001年か 地 新自由、 域 国はこれ Ó 自 小 助

化 翌2008年には観光庁が設置さ 経団連も 理念がうたいあげられているが、 法 れる。この流れは現内閣への方針 年の計」として重要な国家戦略 0 中 文には日本国憲法を模した崇高な いった経済的な文言である。 も引き継がれていく。 つに位置づけるよう訴えかけ、 あらゆる領域にわたる発展、 心となるの 2007年 が施行される。この法律の 雇用の機会の増大、 「観光立国」 は 「観光立国推進基本 地域経済 を「国家百 国民経済 の活性 日本

ただ、観光立国推進基本法では 地域の主体性を強調するも、地域 は国策である観光事業を自主的か つ主体的に実施する責務があるこ とにされ、コロナ禍で自粛を強制 したような、日本ならではの自主 性、主体性が定められている。そ ればかりか住民は魅力ある観光地 の形成に積極的な役割を果たすよ

に支障をきたすようになった。

ホ

や民泊などの宿泊施設が増え

と自立、

知恵と工夫の競争の道

る。 変化し、 高い魅力ある観光地の形成」 き込み総動員しながら日本の方針 れた発展」から、「国際競争力の は、これまでの っていたのである 気づけば、 地域間の観光競争が始ま あらゆるものを巻 「国土の調和の取 へ と

う努めなければならなくなってい

になった。 とされた宗教も巻き込まれること になる。そこには地域の伝統文化 は、 たまちづくりを展開していくこと を果たさなければならない住民 なければならない地方自治体、 して観光地の形成に積極的な役割 ごかつ主体的に国の施策を実行し 生き残りをかけて観光を用い [の財政支援を削減され、 自主 そ

うという町づくりしてるのに」と うも固辞してるんですよね。 から行政も困ってますわ、 教施設に対して、「あそこは、 面で。これから観光でやって行こ う不満が住民から表出し、その ある地域では観光に消極的な宗 色んな そや

くなる。

結果、 卷2008)。 あった(湯川 のとして諦観するに至った事例も 光を受け入れなければならないも いうのが、地域の使命」として観 手を携えてやっていかなあかんと おみやげ物屋さんもお寺もお宮も ため」という力によって「旅館も 大資本の誘惑でもなく、 直接的な国家の強権でも、 『国家と宗教』下 「地域の

き込まれ、 になると、 づくりに観光が埋め込まれること 望むと望まないとに拠らず、まち 利用することになる。同じように わらざるを得なくなり、その道を る。そうなると嫌でも自分もかか 道を利用保守していくことにな 用することになると、地域でその たとしても、多くの人がそれを利 自分の生活も観光に巻 依存しなければならな

観光客をどう受け入れるのか、反 海外から押し寄せる(であろう) コロナ後の「観光立国の復活」、

> 受け皿として、 はの文化が体験できる宿泊施設と らう滞在型観光の場、 て通過していくだけの場ではな 転攻勢の基盤を構築、 して活用しようという試み、 ることによってお金を落としても (てらはく)を開始した。 宿泊し、コンテンツを消費す 国は寺院を参拝 日本ならで 宿泊需要の 寺泊

自分が望まない場所に道が通っ なく、 客、 観光・宿泊業を行うのである。 0) なければならない。写経や座禅と ンテンツの作成・実施等々を行わ 施設として寺院を運営するのでは いった宗教的行為を「高付加価値 体験型コンテンツ」、観光商品 **予約、** 日々の法務をこなしながら 接客、 食事、

宿泊、

集 コ

円 れらの経費の半額、 観光・宿泊業を行えるのか、 がら、 これらの不安に対して観光庁はそ 事業とはそう容易いものなのか。 とすることへの問題もさることな の補助金、 果たして未経験の宗教家が そして専門家による 最大780万 観光

> 例、 以前、 事業、 された町が京都の山間にある。 このグリーンツーリズムの成 との交流」としてあたらしい観光、 滞在や旅行消費額の増加等」を目 グリーンツーリズムを提示した。 における訪日外国人旅行者の長期 のある都市部ではなく、「地方部 Ļ が様々な思いをもってチャレンジ 盤振る舞いの公募を行い、各寺院 えぐ全国の農山漁村地域に「都市 主産業である農林漁業の衰退にあ 無料のコンサルティングも行う大 指すものとしている。地方の観光 観光庁は寺泊を大きな宿泊施設 既に採択された寺院もある。 目指すべきモデルとまで評 日本全体が観光に突き進 1980年代後半に国 は 価 功

各寺院が「宗教」を辞し、

観光

るほどであった。しかし、また急 増やしただけではなく、 リズムを展開し、 観を観光資源としてグリーンツー 時は人口減少にも歯止めをかけ この町は地域にあった農山村景 観光客を劇的に Uター

激に人口が減少し始めた。

モデル

と人口減少により毎年行われてい と評価された地域でさえ、 たのだ。 力不足、 た地域住民主体の観光誘客イベン トも開催が危ぶまれるほど、 人手不足が深刻化し始め 高齢化 労働

ものであった。 高齢者)、2053年日本の人口 2446万人(4人に1人が後期 う日本の未来年表」(週刊朝日 が1億人を切る、 0 た。その内容は、2035年日本 017年8月4日号) 人口の4割が60歳以上、 年自治体の半数が消滅の危機 2017年、 2055年75歳以上の人口が 限界国家に向 という衝撃的な が発表され 2 0 4 2 か

b る。 寝屋川市規模の人口が消えていく Ш 加速していくことが予想されてい 人口減少社会であり、 I 漁村地 | 農山漁村地域へ移住する者の数 現在日本は毎年大阪の茨木市 日本全体の人口が減れば、 域 の人口も減り、 それは更に 都市 農 か

> と2020年の生涯未婚率は男性 た「少子化社会対策白書」による 2021年に内閣府から発表され もないところまできてしまった。 さな町の努力だけではどうしよう も当然減少し、必死にがんばる小 なぜ、 人口は減り続けるのか。

ずれ結婚するつもり」と答えた18 口問題研究所の発表によると、「い て囃されたが、 と予測されている。価値の多様化 「草食系」などの言葉が一時期も 国立社会保障・人

っており、 で 25 ・ 7%、

今後も増え続けていく 女性で16・4%とな

以上の子供を産み育てていくの しい現状で人口増加に転じる三人

ってきとるよね」と語る。

の障害は男女とも半数近くが 究所の発表によると、結婚の最大 増えないのか。 も上る。ではなぜ、結婚する人は 性で85・7%、 同じく人口問題研 女性で89・3%に

0 であった。ではなぜ、資金がない 婚資金」と答え、ダントツの一位 か。 般労働者の賃金が30年近 結

く上昇せず、

下手をすると下降し

が貧しくなっている。 にある資産が一部に集中し大多数 ていることが語られている。 はない。 から資産がなくなっているわけで ているからである。しかしこの国 本国内の富裕層は益々豊かになっ あらゆる調査、研究で日 結婚すら難 日本

富の偏在、これは新自由主義政策 がもたらした最たるものである。 は、現在の日本では容易ではない。

2010年、

国は「観光立国

の

出による経済の活性化が有効」で 振興=交流人口の拡大、需要の創 実現に向けた取り組み」で 高齢化で成熟した社会には、 「少子 観光

してきてはいるが2015年、 ~34歳の未婚者は、年々数を減ら

男

のである。 ている。「観光」 経済活性化の切り札」であるとし あり、「観光は少子高齢化時代の は 「切り札」 な

発言の続きに「観光業で働く人の 税収はまったく伸びていません」 は 観光がとても活況なのに、 しかし先の京都市長は 「京都で 市

> 関係ではない」と述べている。 ね。 「客単価も下がってると思います リーンツーリズムの成功例、目指 75%が非正規雇用であることと無 すべきモデルとされた町の住人は まあ、 金落とさへんようにな グ

況もおなじであった。 と望まないとに拠らず、 け、まちも観光埋め込んだものに くなる。それは宗教のおかれた状 き込まれ、依存しなければならな 造りかえられていく。人々は望む 国は観光という切り札を切り続 観光に巻

光は、 健康で文化的な生活を享受しよう 社会の相互理解の増進を念願し、 続的な発展は、恒久の平和と国 11 て今の状況はその理念と合致して ある」と述べられている。 とする我らの理想とするところで を象徴するものであって、その持 るのであろうか。 観光立国基本法の前文には 国際平和と国民生活の安定 果たし 観

八 八 七

月 月 月

* *

七

月

七

月

* *

九 九

月 月 八

*

八

九

月

九

月

七月

令和三年 八月二十 七月二 九月二十 八月一 八月二十六日 + + 十 九 六 兀 六 + 七 七 七日 九日 九日 -八日 九 日 Н Н 日 Н Н Н Н 日 \exists 全日本仏教会公開WEBシンポジウム「被害者・被害者家族と共に 京都市深草墓園秋季慰霊法要参列 京都国立近代美術館企画展「発見された日本の風景美しかりし明治 西本願寺音舞台 宗教と社会研究実践センター運営会議開催 宗教と社会研究実践センター第九回研究会開催 常務理事会開催 参勤僧会議開供 水戸市教育委員会主催世界遺産登録推進フォーラム「近世日本の教 近畿宗教連盟令和三年度第一回常任理事会出席 世界小児がん啓発キャンペーン開催東寺五重塔ライトアップ出席 たなばた願文お焚きあげ・盂蘭盆会採燈大護摩供法要開催 斎場焼骨灰供養法要開催 京都府宗教連盟令和三年度委員総会出席 『京仏』夏季号会報発送 あるなかで」出席 への旅」内覧会出席 育遺産群を世界遺産に」出席 無観客開催 於 於 於 水戸市総合教育研究所 立正佼成会京都普門館 立正佼成会京都普門館 於 京都国立近代美術館 相国寺承天閣美術館 京都仏教会事務所 京都仏教会事務所 京都仏教会事務所 於 京都市深草墓園 於 於 聖護院門跡 清水寺南苑 於 西本願寺 於 相国寺 東寺 順正 * 十二月 十一月 十一月 十月 九月 十二月 十二月十一 十二月 十二月 十二月 十一月 十月二十七日 +十月 +九月二十九 十一月二十四日 十一月二十日 月 月 + + + + 六日 二日 Ŧī. +七 +八 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 宗教と社会研究実践センター運営会議開催 参勤僧会議開催 明日の京都文化遺産プラットフォーム第十一回フォーラム「感染症 宇治市観光協会発案寺院共通拝観券について 斎場秋季彼岸焼骨灰供養法要開催 宗教と社会研究実践センター第十回研究会開催 嵐山花灯路開始 常務理事会開催 成道会並びに永年勤続住職表彰式開催 元理事江上泰山師本葬参列 全日本仏教会第三十三回理事会WEB会議出席 大分県日田市長来訪 園部町仏教会新会長自坊へ長澤事務局長訪問 総本山園城寺(三井寺)第一六三代長吏·天台寺門宗前管長福家英明 令和三年度第二回定例理事会開催 大阪府仏教会第五十六回仏教徒大会出席 古典の日フォーラム二〇二一開催 大阪府宗教連盟令和三年度理事総会出席 長澤事務局長が櫻井氏の意見書をもって出向く 師本葬参列 を乗り越える」出席 (十二月十九日迄 於 立命館大学朱雀キャンパス *は当会主催の行事・会合 於 於 於 於 相国寺承天閣美術館 於 於 相国寺承天閣美術館 京都仏教会事務所 京都仏教会事務所

住吉大社吉祥殿

於

平等院

於

園城寺勧学院

永観堂禅林寺

京都仏教会事務所 ホテル日航大阪

於

聖護院門跡

泉涌寺

於

真如寺 順正

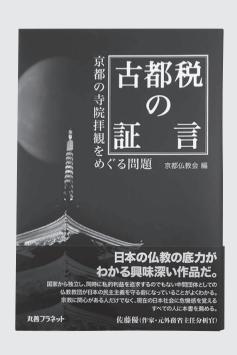
京都府 京都未来の匠 「技の継承」事業

― 各ご寺院所蔵の未指定文化財の修復・復元 ―

- 1.目 的 伝統産業の未来を切り開くため、京都が文化的に保持してきた繊細かつ高度なものづくりを通して、失われつつある貴重な伝統産業の技術・技法を次世代へ継承するとともに、次代を担う後継者の育成を図る。
- 2.内 容 祇園祭各山鉾保存会や京都府内の社寺等が所有・管理する貴重な文化資料の復元 新調等を通じて、若手職人(京もの認定工芸士)等が京の名工等の指導を受けなが ら、高度かつ稀少な技術の修得・技術向上を目的とした技術の研鑽・修得を行う。
- 3.事業主体 各山鉾保存会、社寺等
- 4.対象経費 染織品及び工芸品等の文化資料の復元新調等に係る経費 (人件費、材料費、事務費等)
- 5.補 助 率 2/3以内
- 6.補助限度額 5,000千円/物件

ご相談は京都仏教会へご連絡下さい TEL 075-223-6975

FAX 075·223·6976 TEL 075·223·6975 お申し込みの方は京都仏教会へご連絡下さい



書籍の紹介

文化庁がいよいよ京都へやって来ます

明治以来初の中央省庁移転となる文化庁の京都への全面的な移転は、2022(令和4)年度中の業務開始を目指し、準備が進められています。

文化庁の京都移転は、地方の目線・地方創生の観点に立った文化行政の推進を目指すものであり、都市から地方へという価値観の変化が見られる中、その効果に一層の期待が高まっています。文化庁京都移転ロゴマーク等を積極的に活用し「文化庁京都移転プラットフォーム(ロゴマークを使用していただける皆様が構成員)」の一員となって、文化庁の京都移転の盛り上げをお願いします。

それぞれが実施される行事等で

「文化庁京都移転ロゴマーク」の使用 イベント名やサブタイトル等に「文化庁京都移転」の使用 をご検討いただけませんか。

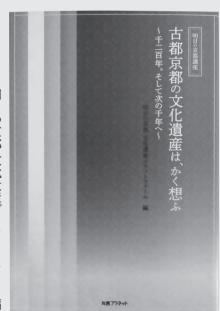
文化庁京都移転(連携、記念、機運醸成など)事業 ○○○○記念行事 ~文化庁京都移転をむかえて~





詳しくは文化庁京都移転準備実行委員会HP https://bunka-iten.Kyoto/

FAX 075·223·6976 TEL 075·223·6975 お申し込みの方は京都仏教会へご連絡下さい 明日の京都 文化遺産プラットフォーム編





寺院会費

等順 替にてご納入の程、 ましては通信費の一 きましてもお役に立てるようはかって参りたいと存じます。 た多様化する現代社会の情報提供や宗教法人に関する諸問 が宗教都市として発展しつづけるために、 寺院各位のご理 当会もおかげさまをもちまして仏教諸行事、 調にかつ積極的に推移してきております。 一解ご協力の賜物と存じます。 部として令和3年度分の会費を同封の よろしくお願い申し上げます。 布教・広宣を行 文化福: 今後はますます京都 これもひとえにご 祉 研 郵 題 究活 便振 つき 13 ま

賛助会費

す。 各界一般会員のみなさまにおかれましてはご健勝のことと存じま

し上げます。平素は何かと本会の活動に対し、ご理解、ご協力賜り厚く御礼申平素は何かと本会の活動に対し、ご理解、ご協力賜り厚く御礼申

みなさまとの情報交換の場とし、今後も活動をしてゆきたいと存当会の会報を年二回お送り申し上げますことや諸行事のご案内をじ、よりよい京都に発展すべく努力して参りたいと存じます。まして有り難いことと存じます。当会も各界のみなさまとともにまかげをもちまして賛助会員につきましては年々増え続けておりおかげをもちまして賛助会員につきましては年々増え続けており

第でございます。

なおご納入は同封の郵便振替にてよろしくお

申し上げます。

令和3年度分の賛助会費のご納入をよろしくお願い申

じます。

各位におかれましては、

なにとぞこの趣旨にご賛助賜

n

し上げる次

発行日 令和四年一月二十五日

発行所 一般財団法人 京都仏教会

烏丸東入相國寺門前町 烏丸東入相國寺門前町

602

六三六——

FAX (〇七五)二二三—六九七六

表紙写真

城陽市歷史民俗資料館

嗣所

電話(〇七五)二二三—六九七五

筆・墨・硯・紙・簡易表装・短冊 色紙・中国製筆・墨・硯・紙

株式会社



〒600-8075

京都市下京区柳馬場通仏光寺下ル 電 話 (075) 351-6380 (代表) FAX (075) 361-8006

税理士法人 古都

〒600-8431 京都市下京区綾小路通室町西入る 善長寺町139番地AMI四条鳥丸ビル405号 TEL·FAX:075 (352) 7778 E-mail:nakamasa@bridge.ocn.ne.jp お葬式 家族葬

西ブライトホール [五条西大路]

北ブライトホール [堀川紫明] 山科ブライトホール [五条外環] 南ブライトホール [油小路八条] 向島宇治ブライトホール [宇治模島] 大津ブライトホール [大津駅南]

別 5 内島宇治 「宇治槇島]

别邸大津

[大津駅南]

500 0120-004-200

24時間365日対応、無料相談

公益社 京都

検索

葬儀

人生の終り、もうひとつの門出を美しく-



もよりの営業所へご連絡ください。(24時間営業) 寝台自動車のご用命も承ります。

京都営業所 ☎(075)682-4444

宇治営業所 ☎(0774)32-4242

高槻営業所 ☎(072)682-1121

大津営業所 ☎(077)524-4444

亀岡営業所 ☎(0771)22-0042

24時間365日 無料受付

まずはお気軽にお電話ください。

2000 200

セレマ

検索

経済産業大臣認可/全日本葬祭業協同組合連合会加盟

京都中央葬祭業協同組合員名簿

http://www.kyosokyou.jp/



信頼と安心の 全葬連 葬祭 サービスガイドライン

●事前相談 ●サービス内容の説明 ●明瞭価格 ●アフターサービス 京葬協は、葬祭サービスガイドラインを尊守いたします

| 会 社 | 代表者 | 電話 | 所 在 地 |
|-------------------------|-------|--------------|-----------------|
| ㈱まるいち | 小林正明 | 075-441-6254 | 上京区千本上立売通作庵町518 |
| (有) 京都日葬 | 九谷田満雄 | 075-811-4242 | 中京区西ノ京塚本町13-11 |
| 花 安 | 吉村 和 | 075-463-7276 | 中京区西ノ京御輿岡町20 |
| (株) 公 益 社 | 松井雄 | 075-221-4000 | 中京区烏丸六角上饅頭屋町608 |
| ㈱京都セレモニー | 松井雄 | 075-221-8400 | 中京区烏丸六角上饅頭屋町608 |
| ㈱公益サービスセンター | 松井信五 | 075-551-3422 | 東山区清閑寺山ノ内町46-2 |
| 駕政葬儀社 | 滝口泰彦 | 075-691-0826 | 南区東九条北烏丸町14 |
| ライフアンドデザイン・ グループ西日本㈱ | 伊藤 健 | 075-933-4242 | 南区久世高田町35-3 |
| あ め 直 | 阪邉賀津子 | 075-611-0400 | 伏見区京町六丁目54-1 |
| ㈱のじり葬儀店 | 野尻義樹 | 075-611-4211 | 伏見区治部町123 |
| ㈱ 山 長 | ш⊞ — | 075-861-1422 | 右京区太秦西蜂岡町1 |
| (株) アシス | 岡本研三 | 075-932-4242 | 向日市寺戸町西田中瀬3 |

| 会 社 | 代表者 | 電話 | 所 在 地 |
|----------------|------|--------------|----------------|
| 旬城陽葬祭杉村 | 杉村 等 | 0774-52-2140 | 城陽市久世南垣内116 |
| ㈱宇治葬祭駕辰 | 木村久孝 | 0774-31-8072 | 宇治市五ヶ庄芝の東53 |
| 山城葬祭㈱現丸屋 | 小川保善 | 0774-82-2064 | 綴喜郡井手町井手柏原83-2 |
| 侑 花 福 | 福田善文 | 0774-82-2016 | 綴喜郡井手町井手宮ノ本89 |
| 侑 阪 🗆 | 阪口 仁 | 0774-76-2146 | 木津川市加茂町駅西1-5-3 |
| 平城公益㈱ | 西川弘人 | 0774-72-5709 | 木津川市相楽鳥井7-1 |
| ㈱ 松本仏具店 | 松本光雄 | 0771-22-0279 | 亀岡市安町86 |
| 郁い ちたに | 一谷和弘 | 0771-62-4949 | 南丹市園部町小山東町水無38 |
| ㈱セレモニーまつだ | 松田政一 | 0772-46-2264 | 与謝郡与謝野町字弓木956 |
| おのえメモリアル(株) | 尾上雄紀 | 0772-42-5555 | 与謝郡与謝野町算所229-1 |
| 令 和 侑 | 寺尾 純 | 0772-72-2002 | 京丹後市網野町網野3156 |

最近のお葬式はどのように行われているか、また、費用はいくら位かかるか!? など、お葬式の内容を知りたい方は、上記の各店へ電話でお問い合わせ下さい。

京石 塔 石工事 記念碑



大 石 寅

石工事・土木工事・造園工事(京都府知事認可)

本 店 (〒616-8376) 京都市右京区嵯峨天竜寺瀬戸川町1-10 電話 (075) 881-1481番 FAX (075) 881-1480番

新丸太町店 (〒616-8305) 京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町33-2 電話 (075) 882 - 2124番 FAX (075) 882 - 2128番

丹波営業所 (〒622-0211) 京都府船井郡京丹波町上野中野31-1 電話 (0771) 82-2681番 FAX (0771) 82-2751番

京丹波店 (〒622-0213) 京都府船井郡京丹波町須知天神18-1 電話(0771)89-1481番 FAX(0771)89-1480番

石寅ホームページ URL:http://www.ishitora.co.jp/



文化財建造物修復・社寺建築設計施工

阑木澤工務店

代表取締役 木澤善之

★ 社 京都市左京区浄土寺真如町111番地-1 TEL (075) 751-0628 (代) FAX (075) 752-9430

営業所・工場 滋賀県愛知郡愛荘町中宿173番地 TEL (0749) 42-2859(代) FAX (0749) 42-5727

授与品・記念品・その他一式

◆井筒授与品店■

기 TEL 0120-075-820 당하 FAX 0120-075-890

∓601-8348

京都市南区吉祥院観音堂町23番地 E-Mail:izutsu5@iz2.co.jp



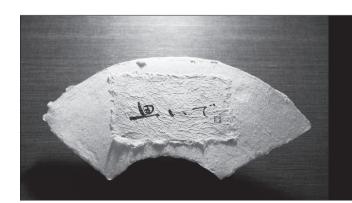


世界の歴史都市、 京都の中央に位置し、 世界文化遺産「二条城」の前に佇む ANA クラウンプラザホテル京都。



ANAクラウンプラザホテル京都

〒604-0055 京都市中京区堀川通二条城前 Tel 075-231-1155 www.anacpkyoto.com



京都人さえもが恋するホテル。

京都ブライトンホテル

〒602-8071 京都市上京区新町通中立売 (御所西) TEL.075-441-4411 http://kyoto.brightonhotels.co.jp

京表具

表具全般 古書画修復

前田秀畹堂

〒604-8121 京都市中京区柳馬場通錦小路上る TEL.FAX.075(221)5754 社寺建築設計施工

伸和建設株式会社

代表取締役 北尾行弘

〒615 京都市右京区西院上花田町21 -0007 (西大路三条西入ル南側) 電 話 075-311-0054 (代表) FAX 075-322-0152

お墓の事ならなんなりと

一般建設業の許可:京都府知事 許可 (般-23) 第38917号



石のカウンセラー 株式会社 **石 枚**



遠近を問わず お伺い致します (見積り無料)

西 (075)491-4114代) FAX(075)491-2426

京都市北区小山北玄以町24番地(上賀茂橋西詰バス停前)



伝統の心を映した 古都のやすらぎ

ご宿泊や、おくつろぎのひとときに また、会合などさまざまなお集まりに、 お気軽にご利用ください。

ご予約・お問い合わせは =

◆東急ホテルズ予約センター◆

東京予約センター Tel.(03)3462-0109 札幌予約センター Tel.(011)533-1090 名古屋予約センター Tel.(052)202-1090 大阪予約センター Tel.(06)6314-1090 福岡予約センター Tel.(092)262-1099



京都 東急ホテル

すみか

〒600-8519 京都市下京区堀川通五条下ル〈西本願寺北側〉 Tel: 075-341-2411 Fax: 075-341-2488





なごフロック・マーン

こころ和める、ここだけの栖

洛北の豊かな自然の中で ごゆっくりとお過しください。



ザ・プリンス 京都宝ヶ池



〒606-8505京都府京都市左京区宝ヶ池 TEL: 075-712-1111



Seibu Group Toble GERENDA



地域資源京都の

ぜた生活習慣を見直したからもといったというでは、



展林水産省 と済産業省 認定

おのかやす。本舗

桑に関するお問い合わせは…

株式会社おのみやす本舗 TEL075-791-1728 FAX075-791-1745

http://www.onomiyasu.co.jp info@onomiyasu.co.jp

心和むひととき……

名物ゆどうふ

南禅寺

JUNSEI



左京区南禅寺門前 TEL (075) 761-2311 FAX (075) 751-8812 清水順正おかべ家

清水寺門前········TEL (075) 541-7111

祇園円山かがり火

円山公園駐車場前…TEL (075) 541-0002

古美術

好古堂

〒605-0811 京都市東山区建仁寺東 TEL·FAX 075-525-9111 www.koukodokyoto.com

精進料理





〒604-8503 京都市中京区大宮通り錦上ル 電 話 (075) 821 - 3872 (075) 821 - 3837

絵画・墨蹟・一般表具 / 仏画・仏具修理 / 文化財調査 御本山御用達・京表具・古文化財保存修理研究所



www.koetsuan.com



12



文化財 IPM 赤外線調査 高精細複製印刷

〒602-8025

京都市上京区衣棚通丸太町上る今薬屋町 318番地

|本社・工房 Tel.075-254-6021/Fax.075-254-6022 東京営業所 Tel. 042-442-0177

, 有限会社矢口浩悦庵











京都知新

京都の伝統を引き継ぎながらも、時代の新しい挑戦を追求している 新進のアーティスト・画家・職人などの作品や生き様を丁寧に紹介しています。

毎週日曜 朝6時15分~6時30分 MBS 毎日放送 4ch にて放送中(関西地区)







京都知新WEBでも様々なコンテンツをお届け!

京都に住んでいる人の目線で、町、食、旅などの情報を発信中です





飾らない京都 きょうのちしん



美味なる京都 食知新



知りたい京都旅知新



